

## 平成25年度第3回鹿児島市子ども・子育て会議

### 【開催日時】

平成26年3月14日（金） 15:00～17:00

### 【開催場所】

鹿児島市教育総合センター3階 青年会館青年第1研修室

### 【出席者】

#### ○委員 22名

久留委員、前原委員、平嶋委員、福重委員、富永委員、永吉委員、精松委員、河野委員  
下田平委員、谷口委員、上野委員、森田委員、北方委員、鬼丸委員、尾前委員、鉾之原委員  
脇野委員、白石委員、新城委員、田中委員、十島委員、松下委員

#### ○鹿児島市

穂園子育て支援部長、徳留保健所長、吉田子育て支援推進課長、児島保健予防課長  
中野こども福祉課長、白濱学校教育課長、岩戸青少年課長 ほか事務局職員

### 【会次第】

#### 1 開 会

#### 2 報告事項

- (1) 子育てに関するニーズ調査報告書について
- (2) 母子保健計画について（国の協議状況）

#### 3 議 事

- (1) 「母子保健計画策定に向けた市民意識調査」の実施について
- (2) 子ども・子育て支援事業計画における「基本理念・基本的視点（案）」について
- (3) 子ども・子育て支援新制度における幼保連携型認定こども園の設備と運営の基準に関する条例制定について

#### 4 その他

#### 5 閉 会

### 【会議の内容】

#### 2. 報告事項

- (1) 子育てに関するニーズ調査報告書について  
（事務局）  
[資料説明]（資料別冊）  
～質疑なし～

- (2) 母子保健計画について（国の協議状況）  
（事務局）  
[資料説明]（資料1）

～質疑なし～

### 3. 議 事

(1) 「母子保健計画策定に向けた市民意識調査」の実施について

(事務局)

[資料説明] (資料2)

～質疑なし～

(2) 子ども・子育て支援事業計画における「基本理念・基本的視点(案)」について

(事務局)

[資料説明] (資料3、資料3(参考))

(委員)

基本的視点(1)について、タイトルが「子どもの利益を尊重する」となっている。本文の下線部では「子どもの最善の利益」となっている。元々は、子どもの権利条約中の言葉であり、他の様々なところでも「子どもの最善の利益」という言葉が出てくる。タイトルにも「最善」という言葉を入れてはどうかと思う。なぜ、最善という言葉が書いてあるかということ、子どもの場合は、どうしても大人の都合より後回しにされがち傾向があるので、常に最善の利益ということを考えていかなければならないという意味からである。権利条約で使われている言葉をそのまま「子どもの最善の利益」と入れていただいた方が支援事業計画の趣旨とも合うと思う。(6)について、児童養護施設を学校施設等の等に入れたということだが、学校施設等の中に児童養護施設が入っているという理解は難しい。地域福祉館、学校施設、児童福祉施設等という形で入れると、児童養護施設、乳児院、障害児の施設なども入っているということが明確になりやすいと考える。

(事務局)

「最善」については、言葉を入れる方向で検討したい。(6)についても、提言を入れる方向での対応をしたい。

※各委員からの「基本理念・基本的視点(案)」に対する意見は、後日、文書で提出いただくことを確認。

(3) 子ども・子育て支援新制度における幼保連携型認定こども園の設備と運営の基準に関する条例制定について

(事務局)

[資料説明] (資料4、資料5、資料4・5(参考1～参考3))

(委員)

資料(参考1)の4ページ、「感染症対策」について、臨時休業、出席停止措置ありと

なっているが、1号認定の子どもたちは臨時休業して、2・3号認定の子どもたちは、休業措置されないということだが、この辺はどう考えているのか。

(事務局)

資料(参考3)の31ページに、感染症にかかる臨時休業を行った園に通う、感染していない2号・3号の子どもの保育を継続する方策、具体的な配慮事項等について、別途検討するとなっており、国において別途検討するとなっている。

(委員)

保育所は休業ができない。拡大を防ぐことが重要だが、就労支援ということが最優先されてしまう。資料(参考3)の4、5ページに職員配置基準が書いてある。幼稚園は35人を1人で見ると。保育園は、3歳以上20人を1人で見るとなっている。また、国においては、子ども・子育て支援新制度の財源について、1兆1千億円に対し、消費税増税で7千億円確保できるが、4千億円は確保できていない。これまで、それぞれの年齢の配置基準を見直そうというものがあつたが、結局3歳児のみ、20人に1人を15人に1人となっている。財源がなく検討も進んでいない。子どもたちの最善の利益という理念だけが浮かんでいて、現実どうなるのか不安である。資料3の4ページ(5)に仕事と生活の調和の実現を目指すとなっているが、これについては、地元の企業や経済関係の人達とどういうふうに進めるのか、どこまで計画に入れるのかということも危惧している。子どもたちを受入れる施設等が充実すれば、世の中良くなるという単純な発想で動いていると思えてならない。計画を立てるときにできるだけ可能な連携をしていただきたい。3ページには自己肯定感という言葉がある。自分の子どもが家の中に20人いて、お母さんは一人で子育てができると思うか。それを幼稚園、保育所はやっている。限界があると思う。その中で、自己肯定感をもって育まれる環境とはどこまでできるのかと不安を持っている。自己肯定感が大事だということであれば、もっと環境を改善することが大事だと思う。

(委員)

学級編制について、学校教育法では、編制することが前提で、ほとんどの園が年齢で分けていて、一部の園が縦割りで、異年齢での教育を行っている。認定こども園では、働く側の資格や利用している親御さんの状況などで分けられる。例えば、定員60名のうち、0から3歳児までは20名、3から5歳児は40名まで受け入れるということは基準としてどうなのかということが疑問である。働く側として何人配置する必要があるかということが不安である。子どもたちの生活と保育所の関わりという観点で、国の基準をそのままあてはめていこうとなった時に、実際の関わりがどうなるのか。国の基準はこうだが、実際的にどう保育をするのか。鹿児島市の計画ではここまでできるというところまで出してもらいたい。

(事務局)

国の財源については、3月12日に開かれた基準検討部会において協議されている。

国の試算では1兆1千億円必要で、量的拡大に4千億円、質の改善に7千億円とされていた。財源確保については、以前から出ており、財源については、引き続きその確保に努めるとなっている。消費税増税から補てんされる分が7千億円となっている。質の改善の項目については、事業者等にお示しをしていかなければならないということで、国では年度内を目途に公定価格の骨格を取りまとめ、5月頃には公定価格の仮単価を提示したいと考えている。この中で、事業者等にお示しする段階では、7千億円のもの1兆1千億円のことをそれぞれ整理して示したいという考え方が国にはある。3歳児の職員配置の改善は盛り込まれたが、その他の改善は含まれていないが、引き続き財源確保に努めていくということが会議でも出されている。国では3月24日の会議で公定価格に盛り込むべき事項の部分について審議するとされている。国では、幼保連携型認定こども園が始まるにあたって、幼保連携型認定こども園に関わる保育要領を策定としている。策定にあたっては、幼稚園教育要領、保育所保育指針との整合性の確保並びに、小学校における教育との円滑な接続を図るということにも配慮しなければならないとされており、特に幼稚園教育要領、保育所保育指針の中にもある5つの領域のねらいや内容等に加え、発達や学びの連続性なども盛り込む必要があるとされている。26年度の早い時期に要領等が出される。

(委員)

要領についてお願いしたい。発達の到達点を定めて小学校に引き継ぐのではなく、その子の可能性の受け渡しにつながるような要領を策定していただきたい。

(委員)

3月12日の国の会議の結果を見ると残念な思いがある。質の改善の面が大幅に削られた。だからといって、私立幼稚園が幼保連携型認定こども園にならないこともできない。今、国の施策に振り回される状況にあるが、最終的には鹿児島市の待機児童解消に一翼を担うべきだと思っている。心配しているのは、質の改善について削られると、保育教諭の質に関わってくる。先生が確保できない。質の改善で3%上乘せがされるとなっているが、5%が3%に落ちている。量の拡充については、それなりの確保がされるとなっている。条例制定についてだが、認定こども園については、直接契約になるので、自分たちで募集の関係をやらなければならないということを考えると、9月議会では募集ができなくなるので、是非6月議会で提案していただきたい。

(委員)

条例(案)についてだが、従うべき基準については、そのまま条例に載せないとならない部分、参酌すべき基準は参考にするといくことであるので載せても載せなくてもいいものと理解できる。資料5の骨子案では、参酌すべき基準のほとんどが載っている。参酌すべき基準に関しては、鹿児島市がどう扱うかという裁量権があると思う。その部分で、質をよくするような部分を考えられるのではないかと思う。これから具体的な条文に入っていくがどのように考えているか。また、本市独自基準があるが、質の向上に伴う鹿児島市独自の基準を条例の中に設けることができるのではないかと思う。そうい

うところで、今まで出たような意見も反映できるのではないかと思う。鹿児島市として今後、条文を作る中でどういう考えでいるのかお聞かせいただきたい。

(事務局)

参酌すべき基準は、入れても入れなくてもいいというのではなく、法令の参酌すべき基準を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができるということである。また、質の部分については、鹿児島市の場合には、国が示す政省令を基本として、本市独自基準の非常災害対策を加えたものを本市条例素案としたい。先ほどのことについては、参酌すべき基準の中で設けることができるのかも含めて、検討をしたいと考えている。

(会長)

職員配置基準にある人数については、健常児のことを言っているのか。発達障害児が入ってきた場合などはどうなるか。

(事務局)

職員配置基準には、障害児の関係は入っていない。

保育所で、障害のある子、気になる子どもを受入れた場合には、基準上の配置では対応できないので、各施設では加配で対応しており、市としては、施設に対し、補助という形で対応している。

(委員)

障害児の件については、放課後児童クラブ事業の中では、5名の障害児がいたら1名加配するとなっている。認定こども園等には出てこない。文科省で特別障害児支援児に対する1人あたり約80万円を加算している。それは継続される。

(委員)

感染症対策について、資料4・5(参考3)に、感染症に係る臨時休業、出席停止については、学校保健安全法が準用されるため、幼稚園と同様となっている。また、感染症に係る臨時休業を行った園に通う、感染していない2号・3号の子どもの保育を継続する方策、具体的な配慮事項等について別途検討するとなっているが、この意味は、学校保健安全法を準用しないという意味か。どう検討されているのか。

(委員)

感染症対策の臨時休業はどこまでかかるのか。

(委員)

小学校などで出席停止になるのは、学校保健安全法である。幼稚園、保育園も準用されると思うが、どうなるのか。

(委員)

国の厚生労働省の対応で、保育所は休めないというものを出した。訴訟問題もあり保育所は休めない状況になっている。子どもの最善の利益を考えるなら、命に係わる問題なので慎重に考えるべきだと思う。参酌すべき基準の臨時休業という部分をもっと広げて条例を作っていただきたいと思う。施設によって分けるのはおかしいと思う。

(事務局)

この資料は、国の基準検討部会の資料であるが、学校保健安全法が準用されるため幼稚園と同様ということであるが、これ以上にどうかという部分については、我々も現時点では把握していない。別途検討の内容についても、国から具体的なものは示されていない。

(委員)

障害児の加算と年齢ごとの受け持ち基準について、現在も障害児の受入については重度の子どもは1対1で加配、中度の子どもには3対1で加配できるよう補助している。独自基準を設けて欲しいと同時に、今ある補助を拡充または維持していただくことを検討していただきたい。障害を持った子ども、配慮が必要な子どものほかに虐待の子どもにも配慮が必要な子どもも多い。そこについても前向きに検討をしていただきたい。

(委員)

保育士等の配置基準についてだが、家庭で子育てをしている親が様々なケースがあるからこそ、資料1にあるような基盤、重点課題などがあると思う。子育てをする家庭の環境というものが複雑になってきていること、子育てを不安に思う親が増えてきているということに関して、子ども・子育て会議が開かれ高い理念で環境を整えて行こうということだと思う。複雑な家庭の子どもを35人に1人の保育士がみるということが、本当に理念、理想に近づけていけるのかと不安に思う。障害を持っている子ども、虐待、ネグレクトの家庭、生活困窮家庭、10代で願わずして母親になってしまい子育てをしている家庭など、様々な家庭の子どもを1人の保育士等で、本当に手厚く保育、教育していけるのかと不安に思う。高い理念を掲げていくのであれば、子どもを預かる場所も同じように高くなるはずなのに、なぜ配置基準が改善されないのかと思う。

(委員)

感染症対策の臨時休業については、経済的に厳しいという意味で言うと、子どもが病気で休むのは仕方がないが、本当に働かなければならない状況の中、あるいは他に頼る人がいない状況の中で、こども園が休業してしまうというのは、厳しい状況である。病気の時には、病児保育もあるが、元気な子どもはそちらに預けることもできない。親の勝手な都合かもしれないが現実である。条例の策定についてお伺いするが、6月までにたくさんの条例があると思うが、他の条例はいつ示されるのか。

(委員)

認定こども園がこれからスタートしていくが、そこに子どもを預ける人たちが、不安にならないようにしていかなければならないと思っている。

(事務局)

本日資料に出している以外のものについてもいずれ条例として出さないとならないと思うが、国からまだ政省令が示されていないので、本日はお示しできなかった。時期は明言できないが、然るべき時期に提案させていただき、ご意見を伺いたい。

(委員)

感染症の話が出ているが、ある医者に聞いた話だが、親が仕事を休めないのも子どもの具合が悪いのに体調をごまかしながら保育園に連れて行き、予防接種をするなどのことを繰り返し、結局薬が効かなくなってしまい、命を落としたということ聞いた。親が仕事を休み辛いという環境を改善していくことも大事だと思う。

(委員)

資料4に幼保連携型認定こども園に関する現行制度と新制度の比較があり、学校教育法と児童福祉法それぞれが、認定こども園法に一括になるとある。しかし、資料4.5(参考3)では、幼稚園、保育園それぞれ分かれて書いてある。結局、今までと同じような基準になるということなのか。

(事務局)

資料4.5(参考3)では、これまでの保育所、幼稚園、認定こども園の基準を示した上で、対応方針の考え方を記載している。

(委員)

一元化か、違う施設を一体的に運用するのかわかりにくくなっている。一元化すれば全部一緒に問題ない。しかし、全く違うものを一体的に運用しようとするから、混乱が起きている。養護と教育を一体的に行うのが保育である。保育所も幼稚園も教育をしている。

(委員)

全国的に幼稚園の9割が幼保連携型認定こども園になる。ニーズ調査の結果をいただいたが、次の会議で教育・保育の量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期について協議するということであった。量の見込みについては、このニーズ調査だけではなく、内閣府が8月、12月に各都道府県等に対し、量の見込みに対してはもっと柔軟に対応しなければならないという通知書を出している。我々としては、幼保連携型認定こども園になりたいがなれないということが困るので、ニーズ調査だけでなく、潜在的なものも把握した上で需要を掌握していただきたい。

#### 4. その他

(委員)

感染のことについて、園によって登園許可を出すところと、出さないところがあるが、法的に何かあるのか。

(事務局)

感染症については、感染症対策ガイドラインに基づき、感染症の種類によって医者からの登園許可書という形で対応している。登園許可書が有料の場合もあるので、簡易な形で対応している場合もある。

(委員)

虐待について、保育士等が発見する割合が高いので、研修の中にその項目も入れていただきたい。

(事務局)

次回の会議を4月24日に開催したいと考えている。

#### 5. 閉会